平成２３年（フ）第１２７号
長崎県諫早市小長井町牧256番地１
債務者　田川美壽子
１　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
長崎県大村市玖島２丁目369番地２、前住所長崎県大村市久原１丁目400番地５
債務者　渡辺　宏実
１　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
長崎県諫早市小船越町1158番地２　カーサピッコラ103、前住所長崎市松原町2469番地２
債務者　田中　剛志
１　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
長崎県大村市古町２丁目1560番地、前住所長崎県大村市植松３丁目671番地23
債務者　福田　幸子
１　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
鹿児島県鹿児島市高麗町12番12号　フレグランス高麗Ａ棟101号
債務者　荒武　由香
１　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
鹿児島県鹿児島市甲突町20番26号　竹之下ビル１階
債務者　河野　幸子
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
静岡県伊豆の国市南條612番地の１　セジュール山田202号
債務者　中村由貴子
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３８５号
静岡県裾野市呼子３丁目８番７号
債務者　原　　圭二
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
静岡県沼津市原1418番地の12雇用促進事業団住宅２―205
債務者　福島文子こと　金　　文子
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
愛知県豊橋市三ツ相町218番地２
債務者　永田　智子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２６３号
愛知県豊川市諏訪西町１丁目180番地の３
債務者　松本　美紀
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５３号
北海道標津郡中標津町西７条南７丁目１番地
債務者　松崎　敬子
１　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第４０３号
愛知県岡崎市夏山町字庄ノ平19番地19
債務者　羽下　昭子
１　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
愛知県岡崎市本宿町字東片山８番地１
債務者　熊谷　知江（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５３８３号
大阪市平野区瓜破東２―10―55　ホライズンハイツ102、住民票上の住所大阪府和泉市和気町４丁目15番２号
債務者　玉本　千里
１　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３７７号
大阪府東大阪市島之内１丁目８番８―1607号
債務者　川崎　千佳（旧姓大藤・小本）
１　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部